

# パパ・ママ育休プラス制度適用時における 育児休業手当金の支給期間延長に関する 取扱いが一部変更されました

パパ・ママ育休プラス制度を利用している組合員が、子が1歳6カ月まで育児休業手当金の支給期間延長をする場合の要件について、従来、育児休業の対象となる子が1歳に達する日時点で延長要件(保育所の入所待ち等)に該当するか否かの判断を行っていました。

平成29年7月1日以降、パパ・ママ育休プラス制度の支給期間の延長について、「**パパ・ママ育休プラス制度による育児休業手当金の支給期間の末日時点**」で延長要件に該当するか否かの判断を行うこととされました。

\*平成29年7月1日以降にパパ・ママ育休プラス制度による育児休業手当金支給期間の末日が到来する方について適用されます。

